

(以下「歩道等」という。)

### 基本的な考え方

歩道は、高齢者や車いすを使用する人、視覚に障害のある人などが安全で不自由なく利用できる構造にすることが求められます。

### 整備基準

(1)歩道を設ける場合においては、次に定める構造とすること。

- ア** 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- イ** 幅員は、200センチメートル以上とすること。
- ウ** 横断こう配は、2パーセント以下とすること。
- エ** 巻き込み部分及び横断歩道と接する部分は、車いす使用者が通過する際に支障とならない構造とすること。

(2)歩道等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いす及びベビーカーのキャスターが落ち込まないものとすること。

(3)公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。

(4)横断歩道及び地下横断歩道の階段及び傾斜路には、手すりを設けること。

### — ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

(1)歩道を設ける場合においては、次に定める構造とすること。

ア 横断こう配は、1パーセント以下とすること。  
イ 歩車道境界の段差は、視覚障害者の識別性を確保し解消すること。

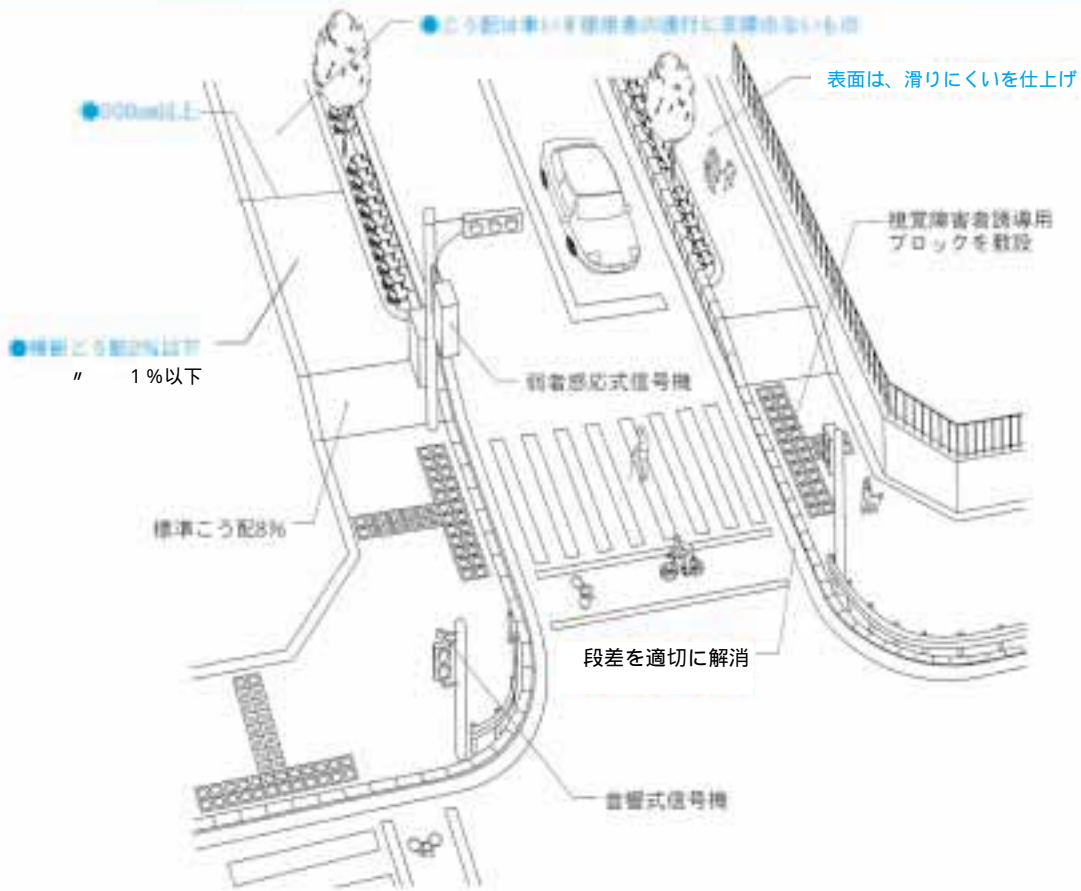
ウ 歩道に傾斜を生じさせる場合は、150センチメートル以上の水平部分を設けること。

(2)歩道等に誘導用床材を敷設する場合においては、必要に応じて啓発用床材を設けること。

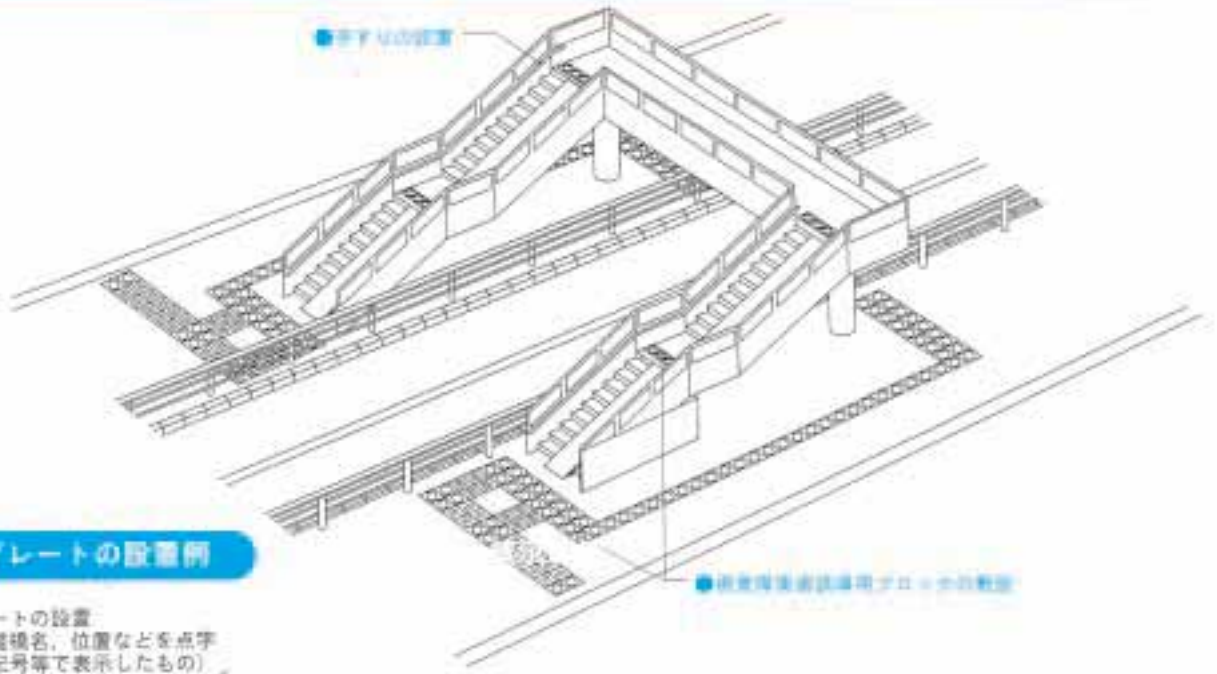
(3)横断歩道橋、地下横断歩道の階段及び傾斜路に設ける視覚障害者を誘導する手すりの端部には、現在位置の情報等を点字表示すること。

(4)電柱、標識等の路上施設を設ける場合においては、有効幅員を狭めない構造とすること。

## 歩道、横断歩道の整備例



## 横断歩道橋の整備例



### 点字ブレードの設置例

点字ブレードの設置  
 (横断歩道橋名、位置などを点字  
 または記号等で表示したもの)



- 凡例 ● 整備基準  
 ◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

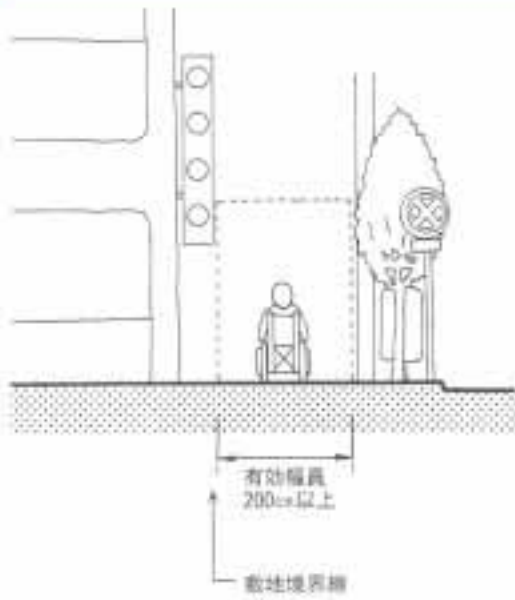
## 解 説

- 歩道は有効幅員として200センチメートル以上を確保するように規定しています。
- 電柱、標識等の路上施設を設ける場合は、有効幅員を狭めない位置などに工夫する必要があります。
- 車道と歩道等を区画する縁石は、視覚障害者に車道と歩道等との境界であることをその段差により知覚してもらうことも目的として設置しており、車いす使用者が横断などで通過する際に支障となる段を設けないこととしています。
- 車いす使用者が通過する際に支障となる段とは、段差が2センチメートル以下で面取りを施している段以外が該当します。
- 歩道等を横断して設けられる排水溝には、車いすのキャスター（前輪）や杖の先端が入り込まない構造の溝ふたの設置が求められます。
- 誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設は、視覚障害者に誤解が生じないように適切に行う必要があります。

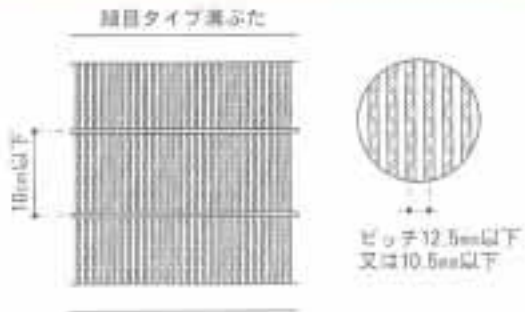
## 配慮事項

- 横断歩道とすりつけ、敷地への車両進入のための切り下げなど歩道等に傾斜を生じさせる場合は、車いす使用者が進行できるよう水平な部分を90センチメートル以上確保してください。
- 横断歩道とのすりつけの場合、信号待ち用水平部分150センチメートル、段差20センチメートルとして傾斜部分240センチメートルが必要となり、480センチメートル以上の幅員を有する場合に可能です。この幅員を有しない場合は、横断歩道に接する部分の歩道部分全体を切り下げる方法、歩車道部分をフラット方式とする方法等が考えられます。
- マンホールのみた、平板等の舗装材は、凹凸が生じやすいので維持管理に注意が必要です。
- 横断歩道にある中央分難帯等とのすりつけは、段の必要がないため、同一の高さですりつけることが望ましいです。
- 凹凸や隙間の大きいインターロッキング等は、車いす使用者の通行の際、絶え間なく振動を生じさせるなど通行に支障があります。
- 歩車道未分離の道路についても、歩行者、車いす使用者等の通行に支障となる段、みたのない側溝、車いすのキャスター等が落ち込みやすい溝ふた等の設置を避けることが望まれます。
- 側溝の上部を利用して歩行空間とする場合は車いすのキャスターや杖の先端が入り込まない構造の溝ふたの設置が必要です。

## 歩道幅員の考え方

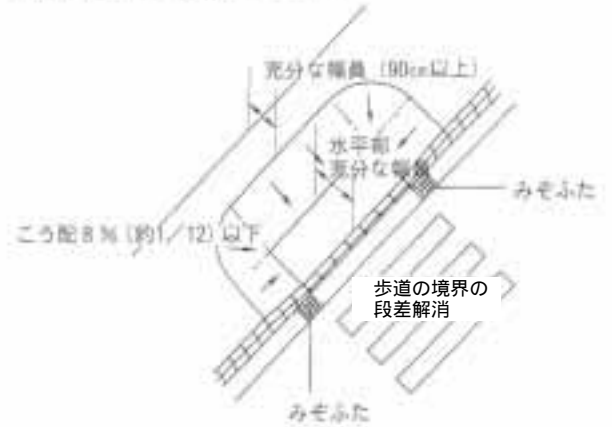


## 排水溝のふたの仕様



## 歩道切り下げの例

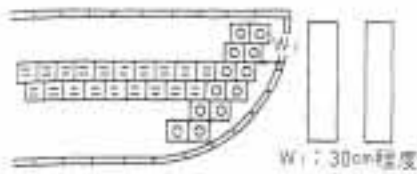
単路部における横断歩道箇所



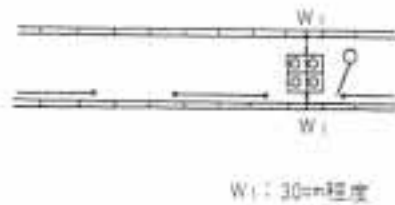
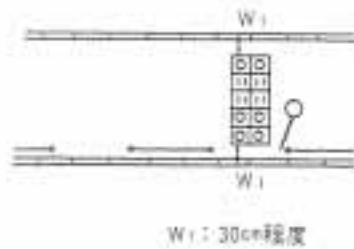
歩道巻き込み部の切り下げ



・歩道用巻込部の設置例



・バス停部の設置例



・横断歩道橋の昇降部の設置例

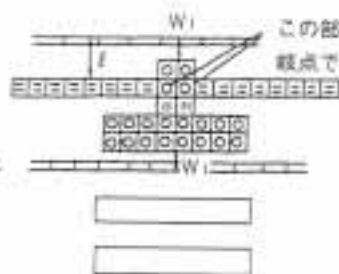
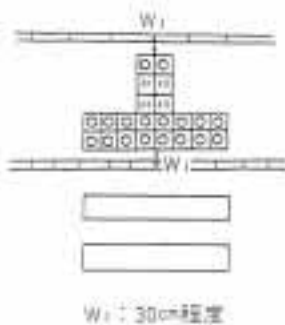


・地下横断歩道の昇降部の設置例



(地下横断歩道などの入口部分の方向が歩道上の歩行方向と一致している場合)

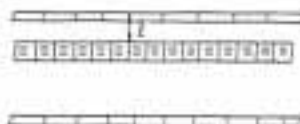
・横断歩道口の設置例



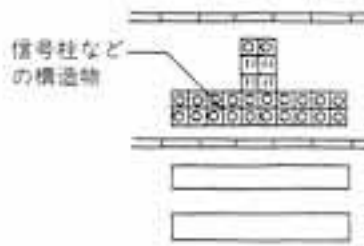
この部分を点状ブロックとし、ここが分岐点であることを案内することとする。

W<sub>1</sub>: 30cm程度

f: 60cm程度 (ただし、路上施設や占有物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りではない。)

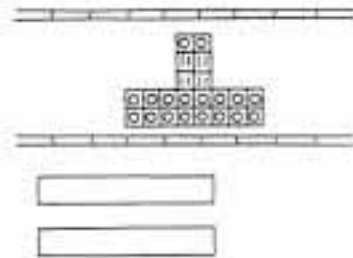


## 望ましくない設置例

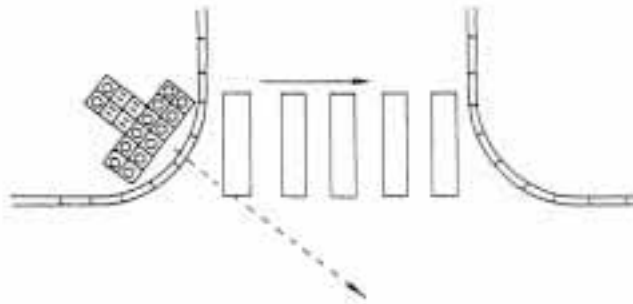


信号柱などの  
構造物

視覚障害者誘導用ブロックを設置した後に信号柱やアーケードの柱などが視覚障害者誘導用ブロックの中に設置されている例である。



視覚障害者誘導用ブロックを設置した後に、横断歩道を示す道路標示の位置が変わったために、点状ブロックが横断歩道幅員外にはみだした例である。

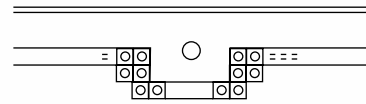


線状ブロックの示している方向が、横断歩道の方角と一致していない例である。

## PR シートの例



視覚障害者誘導用ブロック上への商品のせり出し、自転車の放置を防ぐ



障害をさけるときは人の動きに配慮すること。直角に曲がりながら歩かない。